＜意見書（医師記入）＞（参考様式）

**意 見 書**（医師記入）

参考様式

殿

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 麻しん（はしか）※ |
|  | インフルエンザ※ |
|  | 新型コロナウイルス感染症※ |
|  | 風しん |
|  | 水痘（水ぼうそう） |
|  | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） |
|  | 結核 |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
|  | 流行性角結膜炎 |
|  | 百日咳 |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） |
|  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

表８ 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現  後の４日後まで | 解熱後３日を経過しているこ  と |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経  過していること） |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日間 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること  ※無症状の感染者の場合は、検体  採取日を０日目として、５日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現の７日前から7  日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現１～２日前から  か  痂皮（かさぶた）形成まで | か  すべての発しんが痂皮（かさぶ  た）化していること |
| じ か せ ん  流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | じ か せ ん  発症３ 日前から耳下腺腫  ちょう  脹 後４日 | じ か せ ん がっ かせん ぜっ かせん ちょう  耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫 脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になってい  ること |
| 結核 | － | 医師により感染の恐れがない  と認められていること |
| いんとう  咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現  した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失  した後２日経過していること |
| かく  流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出  現した数日間 | 結膜炎の症状が消失している  こと |
| せき  百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、  せき  咳出現後３週間を経過するまで | せき  特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了して  いること |
| 腸管出血性大腸菌感染症  （Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） | － | 医師により感染のおそれがないと認められていること。  （無症状病原体保有者の場合、  せつ  トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | － | 医師により感染の恐れがない  と認められていること |
| ずい  侵襲性髄膜炎菌感染症  ずい ずい  （髄膜炎菌性髄膜炎） | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。